

令和6年度  
丸亀市農地等利用の最適化の  
推進に関する意見

令和5年10月20日

丸亀市農業委員会

## 令和6年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見

平素より本市の農業振興につきまして、格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や担い手不足に伴う遊休農地の増加等に加え、新型コロナウイルス感染症の食料需給への影響長期化による農産物価格の低迷、また国際情勢、世界経済の急激な変動等による肥料や燃油、生産資材等の高騰、さらには激甚化、頻発化する豪雨災害リスクなどにより、農業経営に深刻な打撃を与えています。

このように食料安全保障の危機が表面化する中、国では今後の農業課題に対し、「食料・農業・農村基本法」の改正をはじめ、農地法制のあり方についての見直しなど、新たな施策の検討を進めています。とりわけ昨年農業経営基盤強化促進法などの農地関連法が改正され、地域農業の将来像を描く「地域計画」の策定が法定化されました。その中で農業委員会は、関係機関と連携し、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「目標地図」の作成に携わり、農地の集約化等の取り組みを加速化し、農業を担う者の農地利用の効率化等を支援する重要な役割を担うこととなります。

本市農業委員会としましては、7月20日に新たに選任された農業委員16名と農地利用最適化推進委員30名が一丸となって、市や農業関係機関と連携し、農地の有効利用並びに優良農地の確保に努め、将来にわたる食料の安定供給と活力ある地域農業の実現に向けて、全力で取り組んでまいる所存です。

つきましては、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項の規定により意見を提出いたしますので、令和6年度予算編成において格段の配慮をお願いするとともに、国・県に対しましても本市農業の持続的発展に向けた施策の展開を強く求めていただきますようお願い申し上げます。

## 1 担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化について

地域農業のマスタープランとなる「地域計画」の策定については、本年モデル地区が設定され、農業改良普及センター主導による伴奏支援体制のもと、先行事例として最適化モデルの形成に取り組む。

とりわけ「目標地図」の作成については、モデル地区を模範として、今後各地域の実状に応じた持続的かつ効率的な農地利用が図れるよう、農業委員会他関係機関の横断的連携によって、将来の耕作者を明確化し実効性のある計画の策定と実現を推進していかなければならない。

そこで以下の項目を要望する。

- (1) 目標地図の作成にあたっては、農業委員会のほか、市、農地機構、JA、土地改良区等各関係機関が共通認識のもと、横断的連携によって取り組みを進めていくために、県が主体となって詳細な行動計画の作成、課題の解決などキメ細やかな支援を要請されたい。
- (2) 核となる担い手の経営規模拡大が限界に達しつつある中、10年先の農地利用を見据えた目標地図の作成は、極めて困難な作業となる。目標地図が担い手の意向を最優先に、耕作地集約化を重点として経営効率化に資するものとなるよう支援されたい。

## 2 遊休農地等の発生防止・解消について

農業委員会が毎年行う農地利用状況調査において、遊休農地と判定された農地の地権者に利用意向調査を実施しているが、農地中間管理事業を利用する意思表示があった農地を農地機構に通知しても、ほぼすべて中間管理権を取得する基準に適合しないとの回答で、集積・集約が進まない。

一方、農業従事者の高齢化、後継者不足が深刻化していく中、今後ますます遊休農地の増加が懸念されており、農業用の利用が困難な農地の多様な利用の在り方について検討していく必要がある。

そこで以下の項目を要望する。

- (1) 農地機構が、単に遊休農地であることや地域に受け手がいないことをもって、借受基準に適合しないと判断されることがないように、中間管理機能を強化する等措置を講じ、遊休農地を含めた集積・集約化が図られるように国、県へ要請されたい。
- (2) 農地としての利用、あるいは維持が困難な場合の対処として、粗放的管理法による地域での農地保全の取り組みの促進に向けて、理解の醸成を図られたい。

### 3 農業への新規参入等の促進について

農業従事者の高齢化・減少が進行する中、新規就農者の確保と育成は農政の最重要課題である。耕作者不足により、遊休農地のさらなる拡大が懸念されることから、認定農業者等核となる担い手のほか、「農業を担う者」を積極的に広く取り込み、地域の継続的な農地利用を進める必要がある。

そこで以下の項目を要望する。

- (1) 認定農業者等の専業従事者以外に、「農業を担う者」への支援の在り方を明確にし、補助事業実施について検討する等新規就農の契機となる対策を講じられたい。

## 4 その他

丸亀市の農業を将来に渡り維持、発展させるため、様々な障害の克服や、新たな試みが必要となる。

そこで、以下の項目を要望する。

- (1) 有害鳥獣の被害抑制対策については、毎年着実な取り組みがなされ、確実に効果が上がっていると思われる。引き続き効果的な防御及び捕獲対策を実施されるとともに、今後は ICT 機器を活用した先進的な取り組みの普及促進並びに購入助成支援の可能性について調査研究を進められたい。
- (2) これまでも主食用米生産臨時支援金や農業用肥料価格高騰対策支援事業補助金等で、急激な農業経営環境の悪化に対する支援をいただいているが、生産経費の増加が長期化する懸念があることから、食料の安定供給を図るため、農業者所得の減少に応じた的確な農家支援を継続されたい。
- (3) 低迷する日本の食料自給率を向上させるためには、生産者の努力だけで達成できるものではなく、消費者の理解と協力が不可欠である。農業体験学習や出前講座などのイベントを企画開催するなど、消費者が農業農村を知り、触れる機会を設けることで、食農に対する意識改革に取り組み、地産地消等の推進を図られたい。